

佐世保市創業促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、佐世保市創業促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、佐世保市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を受けて、常用労働者を雇用した創業者に対し、創業に係る必要経費の一部を補助することにより、本市における創業の促進及び雇用の増加を促し、もって本市の産業振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかの行為をいう。

イ 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（口に掲げるものを除く。）。
ロ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
ハ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

(2) 創業者 市内において創業後1年を経過していない者をいう。

(3) 創業日 法人の場合にあっては会社設立の日、個人事業者の場合にあっては創業の日をいう。

(4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定するものをいう。

(5) 常用労働者 別表1に規定する要件に該当する者をいう。

(6) UJIターン者 Uターン、Jターン及びIターンにより県外から本市に住民登録後1年を経過していない者をいう。

(7) 若年創業者 補助金の交付申請日時点で39歳以下の者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が適当でないと認める者は、この限りでない。

- (1) 佐世保市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を受け、「経営」、「財務」、「人材育成」及び「販路拡大」に関する必要な知識を習得したことを、市の創業相談実績簿で確認できる創業者であること。ただし、UJIターン者については、本市への転入前に産業競争力強化法に基づく認定を受けた市区町村の創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を受けた実績も含むことができるものとする。
- (2) 創業日からこの補助金の交付申請日の前日までに、本市在住の常用労働者を1人以上雇用し、当該申請日から1年経過後も同人数又はそれ以上の人数を継続して常用雇用することを見込んでいる創業者であること。
- (3) 創業後においても、本市の創業支援事業者による指導及び助言を継続的に受けること。
- (4) 別表2に掲げる業種で創業すること。
- (5) 納付すべき市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、創業に係る経費のうち、別表3に掲げるものとする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1の額とする。ただし、100万円を限度額とし、予算の定める範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が若年創業者である場合の補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、100万円を限度額とし、予算の定める範囲内で交付するものとする。

- 3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、佐世保市創業促進補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、創業日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所概要書（様式第2号）
- (2) 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（申請日から3ヶ月前までに発行されたもの）、個人事業者の場合にあっては個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印があるもの）
- (3) 雇用契約内容が確認できる書類の写し
- (4) 雇用保険被保険者又は健康保険被保険者であることを証明する書類の写し
- (5) 経費明細書（様式第3号）
- (6) 経費の支払等を証明する書類の写し
- (7) 市が発行する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書
- (8) 創業支援事業者による指導及び助言を受け作成した事業計画書
- (9) 滞納のない証明書
- (10) 住民票の写し（U J I ターン者のみ）
- (11) 官公署が発行した免許証等の年齢確認が可能な書類の写し（若年創業者のみ）
- (12) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定及び額の確定）

第8条 規則第4条の規定による交付の決定及び規則第12条の規定による額の確定は、佐世保市創業促進補助金交付決定・確定通知書（様式第4号）によるものとする。

（補助金の支払）

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者（前条の佐世保市創業促進補助金交付決定・確定通知書の交付を受けた者をいう。以下同じ。）は、補助金の交付を受けようとするときは、佐世保市創業促進補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の経理）

第10条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等(以下「財産」という。)については、補助事業が完了した後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内において、取得価格又は増加価格が30万円以上の財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、補助事業者が前項の承認をした財産の処分をしたことにより収入があったときは、補助金に相当する額を限度としてその収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(職員の立入り調査)

第12条 市長は、補助事業の実施状況及び補助金の収支等について関係職員に立入り調査をさせることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

<p>常用労働者の要件</p>	<p>この要綱における「常用労働者」とは、雇用保険の一般被保険者若しくは高年齢継続被保険者又は 65 歳以上で新規に雇用され、健康保険の被保険者となった者（事業所を通じて加入した者に限る。）で、次の①②の両方に該当する者とする。</p> <p>① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。</p> <p>② 31 日以上の雇用見込み（※）があること。</p> <p>（※）「31 日以上の雇用の見込み」とは、次の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間の定めがなく雇用される場合 ・ 雇用期間が 31 日以上である場合 ・ 雇用契約に更新規定があり、31 日未満での雇い止めの明示がない場合 ・ 雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された労働者が 31 日以上雇用された実績がある場合
-----------------	--

備考 1 雇用保険被保険者であることを証明できる書類として、「事業所別被保険者台帳照会」の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しの提出を求める。

備考 2 個人事業の事業主と生計を一にする親族は除く。

別表 2 (第 4 条関係)

業種

区 分	対象業種
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業(別掲を除く)、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
情報通信業	情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
ベンチャービジネス	環境・新エネルギー、健康・医療など、地域資源を活用し、産学金官連携により地域課題を解決するなど外部効果が認められる事業など、本市産業における新規性が高い事業

備考 製造業及び情報通信業における区分及び対象業種は、統計法(平成19年法

律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類によるものとする。

別表 3 (第 5 条関係)

補助対象経費

区 分	内 訳	備 考
工事費	国内の工場・事業所の開設に伴う外装工事又は内装工事費用	住居兼工場・事業所については、工場・事業所専用部分に係る改装費のみを対象とする。
設備費	国内の工場・事業所の開設に伴う機械装置、工具、器具又は備品の調達費用	住居兼工場・事業所については、工場・事業所専用部分に係る費用のみを対象とする。
広報費	販路開拓に係る広告宣伝費又は印刷費	
旅費(UJI ターン者 のみ)	<p>(1) 当該補助の申請者が第 4 条第 1 号に該当する支援を受けるために、県外から本市の該当支援機関の訪問に要した交通費、宿泊費。</p> <p>(2) 当該補助の申請者が第 4 条第 2 号に該当する雇用を確保するために、ハローワークで求人申込書を提出するために要した交通費、宿泊費。</p> <p>※(1)は支援機関が作成する市所定の創</p>	<p>(交通費)</p> <p>次の①②のうち、費用の安い方を対象とする。</p> <p>①領収書等で確認できる実費相当額</p> <p>②本市への転入前の自宅所在地の最寄り駅から本市の該当支援機関まで、最も合理的な経路及</p>

	<p>業相談実績簿にて市が申請者の相談実績を確認できるものに限る。</p> <p>※(2)はハローワークから送付された受付年月日入りの「求人票」の写しを添付すること。</p> <p>※1回の本市滞在で(1)と(2)を同日におこなった際、交通費は1往復、宿泊費は宿泊した日数分を対象とする。</p>	<p>び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金。ただし、支給要件や計算方法等については、佐世保市旅費条例、同施行規則及び運用方針に準じて判断する。</p> <p>※領収書が全くない場合は②とする。</p> <p>(宿泊費)</p> <p>領収書等で支払いの実績が確認できるもの限り、実費相当額(食事代を除く。)を対象とする。ただし、1人1泊あたり6,600円を限度とする。</p>
--	--	--